

条例の一部改正に関する資料

令和7年2月19日提出

大 崎 市

目 次

議案第 17 号	大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 18 号	大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 19 号	大崎市特別会計条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 20 号	大崎市市税条例及び大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例…	4
議案第 21 号	大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 22 号	大崎市手数料条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 23 号	大崎市手数料条例及び大崎市建築基準条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 24 号	大崎市まちづくり基金条例の一部を改正する条例……………	34
議案第 25 号	大崎市立学校の設置に関する条例及び大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部を改正する条例……………	34
議案第 26 号	大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	35
議案第 27 号	大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例……………	36
議案第 28 号	大崎市青少年センター条例の一部を改正する条例……………	37
議案第 29 号	大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例……………	37
議案第 30 号	大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例……………	40
議案第 31 号	大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	42

●議案第 17 号 大崎市鳴子温泉地域市営バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案				現行			
(運行区間)				(運行区間)			
第2条 市営バスの運行区間は、次のとおりとする。				第2条 市営バスの運行区間は、次のとおりとする。			
路線名	起点	終点	運行距離	路線名	起点	終点	運行距離
鬼首線	略	略	20.1キロメートル	鬼首線	略	略	18.7キロメートル
			ル				ル
(利用者の損害賠償義務)				(利用者の損害賠償義務)			
第14条 利用者は、その責任に帰すべき事由により自動車又はその附帯施設を毀損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復帰し、又はその損害を賠償しなければならない。				第14条 利用者は、その責任に帰すべき事由により自動車又はその附帯施設をき損し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを原状に復帰し、又はその損害を賠償しなければならない。			
別表第1 (第6条関係)				別表第1 (第6条関係)			
略				略			

●議案第 18 号 大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例（新旧対照表）

○大崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（本則関係）

改正案	現行
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条の規定によりすることを命ずることができる勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」_____ _____ _____ _____ _____ _____	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u> _____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条の規定によりすることを命ずることができる勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(<u>民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)</u>)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福

_____のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て時間及び組合休暇とする。

(介護時間)

第15条の2 略

(子育て時間)

第15条の3 子育て時間は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。))が6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に

祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「3歳に満たない子

_____のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間_____及び組合休暇とする。

(介護時間)

第15条の2 略

つき、同条例第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て時間の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び子育て時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
---	---

○大崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(附則第3項関係)

改正案	現行
(部分休業の承認) 第18条 略 2 生後満1年に達しない子を育てるための勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇を与えられている職員、<u>同条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は第15条の3第1項の規定による子育て時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、<u>当該介護時間又は当該子育て時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項<u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)</u>の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第18条 略 2 生後満1年に達しない子を育てるための勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇を与えられている職員<u>又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間</u>の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は<u>当該介護時間</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて<u>準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)</u>の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

●議案第19号 大崎市特別会計条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

改正案	現行
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第20

9条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2) 略 (3) _____夜間急患センター事業特別会計 (4) <u>日本語学校事業特別会計</u> (5)・(6) 略 (弾力条項の適用) 第2条 前条第3号_____の特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	9条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2) 略 (3) <u>大崎市夜間急患センター事業特別会計</u> (4)・(5) 略 (弾力条項の適用) 第2条 前条第3号及び第5号の特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。
--	---

●議案第20号 大崎市市税条例及び大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市市税条例の一部改正（第1条関係）

改正案	現行
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税につい	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税につい

て同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>)に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(<u>同法第2条第16項</u>)に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 略 3 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3)略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)	て同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>)に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の減免) 第89条 略 2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(<u>同法第2条第15項</u>)に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(8) 略 3 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(<u>同条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)・(3)略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)
--	---

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3)略

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3)略

○大崎市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正(第2条関係)

改正案	現行
(不均一課税の申請) 第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、不均一課税を受けようとする年度の法定納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称) (2)～(4) 略	(不均一課税の申請) 第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、不均一課税を受けようとする年度の法定納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称) (2)～(4) 略

●議案第21号 大崎市都市計画税条例の一部を改正する条例(新旧対照表)

改正案	現行												
別表(第2条関係) 都市計画税課税区域 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>古川</td><td>略</td></tr> <tr> <td>稲葉</td><td>鴻ノ巣 略, 195番12, 196番1, 196番2, 197番, 略</td></tr> </table>	略	略	古川	略	稲葉	鴻ノ巣 略, 195番12, 196番1, 196番2, 197番, 略	別表(第2条関係) 都市計画税課税区域 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>古川</td><td>略</td></tr> <tr> <td>稲葉</td><td>鴻ノ巣 略, 195番12, 196番, 197番, 略</td></tr> </table>	略	略	古川	略	稲葉	鴻ノ巣 略, 195番12, 196番, 197番, 略
略	略												
古川	略												
稲葉	鴻ノ巣 略, 195番12, 196番1, 196番2, 197番, 略												
略	略												
古川	略												
稲葉	鴻ノ巣 略, 195番12, 196番, 197番, 略												

	略
	前田 略, 12番1, <u>12番3から12番5まで</u> , 13番1, 略
略	略
古川米袋	略
	水押 略, 52番1から52番3まで, <u>52番6, 52番7</u> , 53番1, 略, 55番1, <u>55番4から55番6まで</u> , 略
略	略
略	略
古川米倉	略
	上屋敷 略, 5番2, <u>6番1から6番3まで</u> , 7番1, 略
略	略
古川福浦	略
	新土手外 略, 101番2, <u>102番1から102番4まで</u> , 103番1, 103番2, 104番1, <u>104番2</u> , 105番1から105番4まで, 略
略	略
古川新田	旭 略, 102番, <u>105番, 106番</u> , 108番, 略
略	略
古川桜ノ目	新高谷地 略, 79番から82番まで, <u>117番1から117番3まで</u> , 118番, 略
略	略
古川沢田	略
	沼ノ上 略, 5番5, <u>5番7から5番9まで</u> , 6番1, 略, 13番, <u>16番1, 16番2</u>
略	略
古川休塚	略
	要害前 略, 5番3, <u>9番2から9番13まで</u> , 10番1, <u>12番, 13番5</u> , <u>16番2, 24番, 25番</u> , <u>27番1</u> , 略
略	略
略	略
古川境野宮	略
	前田 略, 110番2, <u>111番, 112番, 113番1から113番9まで</u> , 114番2, <u>116番, 117番</u> , 118番1, 118番2, <u>121番, 略, 125番, 145番1から145番12まで</u> , 147番2, <u>149番1から149番3まで</u> , 150番1から150番9まで, 略
略	略
三本木住居	三本木新町一丁目 略, 4番38から4番128まで, <u>4番135</u> , 4番137, <u>4番143から4番160まで</u> , 5番15か

	略
	前田 略, 12番1, <u>12番3</u> , 13番1, 略
略	略
古川米袋	略
	水押 略, 52番1から52番3まで, <u>52番5から52番7まで</u> , 53番1, 略, 55番1, <u>55番2, 55番4から55番6まで</u> , 略
略	略
略	略
古川米倉	略
	上屋敷 略, 5番2, <u>6番1, 6番2</u> , 7番1, 略
略	略
古川福浦	略
	新土手外 略, 101番2, <u>102番1, 102番2, 103番, 104番</u> , <u>105番1から105番4まで</u> , 略
略	略
古川新田	旭 略, 102番, <u>104番から106番まで</u> , 108番, 略
略	略
古川桜ノ目	新高谷地 略, 79番から82番まで, <u>117番1, 117番2</u> , 118番, 略
略	略
古川沢田	略
	沼ノ上 略, 5番5, <u>5番7, 5番8</u> , 6番1, 略, 13番
略	略
古川休塚	略
	要害前 略, 5番3, <u>9番2</u> , <u>10番1, 10番3, 12番, 13番5, 15番2, 16番2, 19番2, 21番2, 22番2, 23番から25番まで</u> , 27番1, 略
略	略
略	略
古川境野宮	略
	前田 略, 110番2, <u>111番から113番まで</u> , 114番1, <u>114番2, 115番から117番まで</u> , 118番1, 118番2, <u>119番, 120番1, 121番, 略, 125番, 145番1から145番11まで</u> , 147番2, <u>149番</u> , <u>150番1から150番9まで</u> , 略
略	略
三本木住居	三本木新町一丁目 略, 4番38から4番128まで, <u>4番133から4番135まで</u> , 4番137, <u>4番143から4番153まで</u> , 5番15か

表 示	ら5番17まで、略	表 示	ら5番17まで、略
区域	略	区域	略
鹿 島	略	鹿 島	略
台 木	小谷地 略、390番1、 <u>390番3から390</u>	台 木	小谷地 略、390番1、 <u>390番3</u>
間塚	<u>番10まで</u> 、391番1、略	間塚	<u>_____</u> 、391番1、略
	略		略
鹿 島	略	鹿 島	略
台 平	小沢 略、2番4、 <u>2番7から2番13ま</u>	台 平	小沢 略、2番4、 <u>2番7から2番12ま</u>
渡	<u>で</u> 、3番2、略	渡	<u>で</u> 、3番2、略
	略		略
	中里 略、16番1から16番3まで、 <u>16番</u>		中里 略、16番1から16番3まで、 <u>16番</u>
	<u>5から16番16まで</u> 、 <u>16番19</u> 、 <u>16番20</u> 、1		<u>5から16番20まで</u> _____, 1
	<u>8番1から18番5まで</u> 、略		<u>8番1から18番5まで</u> 、略
	長根 略、67番3、 <u>68番1から68番5ま</u>		長根 略、67番3、 <u>68番1から68番4ま</u>
	<u>で</u> 、69番1、略		<u>で</u> 、69番1、略
	略		略
	東銭神 1番、 <u>1番1から1番42まで</u> 、2		東銭神 1番、 <u>1番1から1番41まで</u> 、2
	番1、略、3番、 <u>3番3から3番8まで</u> 、4		番1、略、3番、 <u>3番3から3番5まで</u> 、4
	番1から4番4まで、4番6、 <u>4番10から4</u>		番1から4番4まで、4番6、 <u>4番10から4</u>
	<u>番17まで</u> 、7番1、略、7番5、 <u>7番7から</u>		<u>番14まで</u> 、7番1、略、7番5、 <u>7番7から</u>
	<u>7番26まで</u> 、8番2から8番8まで、8番1		<u>7番24まで</u> 、8番2から8番8まで、8番1
	<u>1</u> 、 <u>8番13から8番17まで</u> 、略、 <u>90番1</u> 、		<u>1</u> 、 <u>8番13から8番15まで</u> 、略、 <u>90番</u>
	<u>90番2</u>		<u>_____</u>
	略		略
	狸沢 略、32番2から32番5まで、 <u>32番</u>		狸沢 略、32番2から32番5まで、 <u>32番</u>
	<u>7から32番26まで</u> 、33番3から33番8ま		<u>7から32番25まで</u> 、33番3から33番8ま
	で、略		で、略
	略		略
略	略	略	略
岩 出	略	岩 出	略
山 上	小豆田 略、7番1、8番、 <u>8番2</u> 、9番、	山 上	小豆田 略、7番1、8番_____, 9番__
野目	<u>9番2</u> 、12番1、略、29番1、 <u>29番3から2</u>	野目	<u>_____</u> 、12番1、略、29番1、 <u>29番3から2</u>
	<u>9番7まで</u> 、30番、略		<u>9番6まで</u> 、30番、略
	略		略
岩 出	上川原町 略、95番1から95番7まで、	岩 出	上川原町 略、95番1から95番7まで、
山	<u>95番9から95番12まで</u> 、96番1から96番	山	<u>95番9から95番11まで</u> 、96番1から96番
	4まで、略		4まで、略
	略		略
	下川原 略、8番1から8番6まで、 <u>8番1</u>		下川原 略、8番1から8番6まで、 <u>8番8</u>
	<u>0から8番29まで</u> 、8番31から8番35ま		<u>から8番35まで</u>
	<u>で</u> 、9番1、略		<u>_____</u> 、9番1、略
	略		略
	通丁 略、15番5から15番7まで、 <u>15番</u>		通丁 略、15番5から15番7まで、 <u>15番</u>
	<u>9</u> 、 <u>15番10</u> 、 <u>15番12</u> 、 <u>15番13</u> 、 <u>15番1</u>		<u>9から15番17まで</u>
	<u>5</u> 、 <u>15番16</u> 、 <u>15番18</u> 、16番から16番6ま		<u>_____</u> 、16番から16番6ま
	で、略		で、略
	略		略
略	略	略	略

●議案第22号 大崎市手数料条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案						現行							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
番号	手数料を徴収する 事項			単位	金額	摘要	番号	手数料を徴収する 事項			単位	金額	摘要
略	略			略	略	略	略	略			略	略	略
38	略	略	略	略	60,000円	略	38	略	略	略	43,000円	略	
			略	略	103,000円				略	略	86,000円		
			略	略	174,000円				略	略	130,000円		
			略	略	256,000円				略	略	170,000円		
			略	略	370,000円				略	略	220,000円		
			略	略	515,000円				略	略	300,000円		
		略	略	略	82,000円			略	略	略	65,000円		
			略	略	137,000円				略	略	120,000円		
			略	略	244,000円				略	略	200,000円		
			略	略	356,000円				略	略	270,000円		
			略	略	490,000円				略	略	340,000円		
			略	略	695,000円				略	略	480,000円		
		略	略	略	207,000円			略	略	略	190,000円		
			略	略	277,000円				略	略	260,000円		
			略	略	434,000円				略	略	390,000円		
			略	略	596,000円				略	略	510,000円		
			略	略	810,000円				略	略	660,000円		
			略	略	1,085,000円				略	略	870,000円		
39	略			略	次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が1,085,000円を超えるときは、1,085,000円とする。 ア～ウ 略	略	39	略			略	次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。 ア～ウ 略	略
	略			略	略			略			略		
略	略			略	略	略	略	略			略	略	略

●議案第23号 大崎市手数料条例及び大崎市建築基準条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市手数料条例の一部改正(第1条関係)

改正案	現行
（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料） 第2条の3 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この項及び次項において「認定申請」という。)をしようとする者から、1件につ	（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料） 第2条の3 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(以下この項及び次項において「認定申請」という。)をしようとする者から、1件につ

き、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第1基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	32,300円
200平方メートルを超えるもの	36,100円

イ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第2基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	16,400円
200平方メートルを超えるもの	17,700円

ウ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第3基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超えるもの	26,600円

(2) 共同住宅等(兼用住宅(一戸の住宅の用途に供する建築物で、住宅以外の用途を兼ねるものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第1基準適合証明書類を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	65,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	108,000円

き、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 一戸建ての住宅 35,000円

(2) 共同住宅等(兼用住宅(一戸の住宅の用途に供する建築物で、住宅以外の用途を兼ねるものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。) 表1の左欄に掲げる住戸の合計数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、表2の左欄に掲げる建築物の共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸の部分以外の部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額(当該建築物の共用部分について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量を算定していない場合(以下この条において「共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。))にあつては、表1の左欄に掲げる住戸の合計数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額)

表1

住戸の合計数	金額
5戸以内のもの	70,000円
5戸を超え10戸以内のもの	97,000円
10戸を超え25戸以内のもの	137,000円
25戸を超え50戸以内のもの	196,000円
50戸を超え100戸以内のもの	280,000円
100戸を超え200戸以内のもの	380,000円
200戸を超え300戸以内のもの	498,000円
300戸を超えるもの	585,000円

表2

建築物の共用部分の床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	110,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	360,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	430,000円
25,000平方メートルを超えるもの	500,000円

(3) 非住宅建築物(住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。) 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	185,000円
5,000平方メートルを超えるもの	266,000円
備考 この表の床面積の合計は、当該共同住宅等の共用部分について基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合(以下「共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。)にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	
イ 第2基準適合証明書類を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	31,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	53,800円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	97,500円
5,000平方メートルを超えるもの	147,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	
ウ 第3基準適合証明書類を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の 区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	48,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	141,000円
5,000平方メートルを超えるもの	206,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	
(3) 非住宅建築物(住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額	
ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第4基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の	

応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	242,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	790,000円
25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
(4) 兼用住宅 第1号に定める額に前号の表の左欄に掲げる兼用住宅の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同号の表の右欄に定める額(以下この号において「兼用住宅に係る第3号の表の額」という。)を加えて得た額(住宅部分のみに係る認定の申請の場合にあっては第1号に定める額、非住宅部分のみに係る認定の申請の場合にあっては兼用住宅に係る第3号の表の額)	
(5) 複合建築物(住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外に供する部分からなる建築物をいい、兼用住宅を除く。以下同じ。) 第2号の表1の左欄に掲げる住戸の合計数の区分に応じ同表の右欄に定める額(以下この号において「複合建築物に係る第2号の表1の額」という。)に、同号の表2の左欄に掲げる建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額及び第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額(以下この号において「複合建築物に係る第3号の表の額」という。)を加えて得た額(複合建築物の住宅部分のみに係る認定の申請にあっては複合建築物に係る第2号の表1の額、非住宅部分のみに係る認定の申請にあっては複合建築物に係る第3号の表の額)。この場合において、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては複合建築物に係る第2号の表1の額に複合建築物に係る第3号の表の額を加えて得た額とする。	

区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	215,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	269,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	348,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	497,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	612,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	723,000円
25,000平方メートルを超えるもの	825,000円

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項及び次条第3項において「第5基準適合証明書類」という。)を作成した場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	82,300円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	104,800円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	138,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	223,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	291,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	350,000円
25,000平方メートルを超えるもの	411,000円

(4) 兼用住宅 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基

準適合証明書類のある申請の場合にあつては前号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある申請の場合にあつては前号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第1号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第1号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第1号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に、第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては前号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては前号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物(住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外に供する部分からなる建築物をいい、兼用住宅を除く。以下同じ。) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第2号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第2号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第2号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第3号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある申請の場合にあつては第3号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基

準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第2号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第2号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第2号ウの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に、第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第3号アの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第3号イの表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証明する書類

を申請に併せて提出した場合は、1件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一戸建ての住宅 4,400円
(2) 共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	8,800円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	19,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	42,400円
5,000平方メートルを超えるもの	76,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

- 2 前項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証明する書類(以下「認定基準適合証明書類」という。)を申請に併せて提出した場合は、1

件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一戸建ての住宅 5,000円
(2) 共同住宅等 表1の左欄に掲げる住戸の合計数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、表2の左欄に掲げる建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えて得た額(当該建築物の共用部分について共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、表1の左欄に掲げる住戸の合計数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額)

表1

住戸の合計数	金額
5戸以内のもの	10,000円
5戸を超え10戸以内のもの	16,000円
10戸を超え25戸以内のもの	27,000円
25戸を超え50戸以内のもの	45,000円
50戸を超え100戸以内のもの	80,000円
100戸を超え200戸以内のもの	127,000円
200戸を超え300戸以内のもの	160,000円
300戸を超えるもの	171,000円

表2

(3) 非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	8,800円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15,500円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	25,300円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	152,000円
25,000平方メートルを超えるもの	190,000円

(4) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 第1号に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1号に定める額に、前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第2号

建築物の共用部分の床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	10,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	127,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

(3) 非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	10,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	127,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
25,000平方メートルを超えるもの	200,000円

(4) 兼用住宅 第1号に定める額に前号の表の左欄に掲げる兼用住宅の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同号の表の右欄に定める額(以下この号において「兼用住宅に係る第3号の表の額」という。)を加えて得た額(住宅部分のみに係る認定の申請の場合にあっては第1号に定める額、非住宅部分のみに係る認定の申請の場合にあっては兼用住宅に係る第3号の表の額)

(5) 複合建築物 第2号の表1の左欄に掲げる住戸の合計数の区分に応じ同表の右欄に定める額(以下この号において「複合建築物に係る第2号の表1の額」という。)に、同号の表2の左欄に掲げる建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額及び第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額(以下この号において「複合建築物に係る第3号の表の額」とい

の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に、第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

3・4 略

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料)

第2条の4 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者から、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する事項に適合することを証明する書類(以下この条において「第6基準適合証明書類」という。)を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	略
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	略
25,000平方メートルを超えるもの	略

- (2) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合することを証明する書類又は同号ただし書に定める方法により非住宅部分が備えるべきエネルギー性能を有

う。)を加えて得た額(複合建築物の住宅部分のみに係る認定の申請にあっては複合建築物に係る第2号の表1の額、非住宅部分のみに係る認定の申請にあっては複合建築物に係る第3号の表の額)。この場合において、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては複合建築物に係る第2号の表1の額に複合建築物に係る第3号の表の額を加えて得た額とする。

3・4 略

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料)

第2条の4 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者から、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する事項に適合することを証明する書類(以下この条において「基準省令第1条第1項第1号ロ証明書類」という。)を作成した建築物 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(住宅部分及び一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	略
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	略
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	略
25,000平方メートル以上	略

- (2) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準に適合することを証明する書類又は同号ただし書に定める方法により非住宅部分が備えるべきエネルギー性能を有

することが確かめられた書類(以下この条において「第7基準適合証明書類

_____」という。)を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(_____一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	略
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	略
25,000平方メートルを超えるもの	略

(3) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ号ロ(1)又は同号ただし書に定める方法により規定する基準に適合することを証明する書類(以下この条において「第8基準適合証明書類」という。)を作成した一戸建て住宅 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	32,300円
200平方メートルを超えるもの	36,100円

(4) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)のいずれかに規定する基準に適合することを証明する書類(以下この条において「第9基準適合証明書類」という。)を作成した一戸建て住宅 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

することが確かめられた書類(以下この条において「基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類

_____」という。)を作成した建築物 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(住宅部分及び一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。))_____の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	略
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	略
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	略
25,000平方メートル以上	略

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超えるもの	26,600円

(5) 第8基準適合証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	65,200円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	108,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	185,000円
5,000平方メートルを超えるもの	266,000円

備考 この表の床面積の合計は、当該共同住宅等の共用部分について基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量を算定していない場合(次号において「共用部分の基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。)にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(6) 第9基準適合証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。)(一次エネルギー消費量の算定が困難なものとして市長が別に定める部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内	48,100円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内	81,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	141,000円
5,000平方メートルを超えるもの	206,000円

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(7) 複合建築物 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 非住宅部分を対象とした申請 第6基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号の表左欄に掲げる床面積の

合計の区分に応じ同表右欄に定める額、第7基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第2号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 住宅部分における一戸建て住宅を対象とした申請 第8基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第3号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表右欄に定める額、第9基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第4号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 住宅部分における共同住宅等を対象とした申請 第8基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第5号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表右欄に定める額、第9基準適合証明書類のある申請の場合にあっては前号の表左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

2 市長は、建築物省エネ法第11条第2項若しくは第12条第3項の規定に基づき変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出若しくは通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を申請する者から1件につき前項に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を徴収する。

3 市長は、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下「計画認定申請」という。)をしようとする者から、1件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 第1基準適合証明書類

_____を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	略
200平方メートルを超えるもの	略

(2) 第2基準適合証明書類

2 市長は、建築物省エネ法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定に基づき変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出若しくは通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を申請する者から1件につき前項に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を徴収する。

3 市長は、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下「計画認定申請」という。)をしようとする者から、1件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項において「基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)証明書類」という。)を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる _____ 区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル未満 _____	略
200平方メートル以上 _____	略

(2) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する事項に適合することを証明す

____を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	略
200平方メートルを超えるもの	略

(3) 第3基準適合証明書類を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	24,000円
200平方メートルを超えるもの	26,600円

(4) 第1基準適合証明書類
____を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超えるもの	略

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合

____にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(5) 第2基準適合証明書類
____を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超えるもの	略

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の____誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

る書類(以下この項において「基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)証明書類」という。)を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル未満	略
200平方メートル以上	略

(3) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上	略

備考 この表の床面積の合計は、当該共同住宅等の共用部分について基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合(以下「共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合」という。)にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上	略

備考 この表の床面積の合計は、当該共同住宅等の共用部分について基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(6) 第3基準適合証明書類を作成した共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	48,100円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	141,000円
5,000平方メートルを超えるもの	206,000円
備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。	

(7) 第4基準適合証明書類

_____を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	略
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	略
25,000平方メートルを超えるもの	略

(8) 第5基準適合証明書類

_____を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略

(5) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項において「基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書証明書類」という。)を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる_____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	略
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	略
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	略
25,000平方メートル以上	略

(6) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項において「基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)証明書類」という。)を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる_____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

建築物の共用部分の床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	略
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	略
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	略
25,000平方メートルを超えるもの	略

(9) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第1号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある申請の場合にあっては前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第1号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(10) 複合建築物である共同住宅等 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第4号の表の左欄に掲げる床面

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	略
10,000平方メートル以上以上25,000平方メートル未満	略
25,000平方メートル以上	略

(7) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある申請の場合にあっては第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある申請の場合にあっては第2号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書証明書類のある申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)証明書類のある申請の場合にあっては前号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある住宅部分の申請の場合にあっては第2号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては前号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(8) 複合建築物である共同住宅等 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある申請の場合にあっては第3号

積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第4基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある申請の場合にあっては第8号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第4号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第2基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第3基準適合証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に、第4基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額、第5基準適合証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第8号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

4 前項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証明する書類

_____を計画認定申請に併せて提出した場合は、1件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 共同住宅等 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略

の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある申請の場合にあっては第4号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書証明書類のある申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)証明書類のある申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第4号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額に、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)又は同号ただし書証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

4 前項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証明する書類(以下「基準適合証明書類」という。)を計画認定申請に併せて提出した場合は、1件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 共同住宅等 次の表の左欄に掲げる_____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	略

2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超えるもの	略
備考 略	

(3) 非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	略
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	略
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	略
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	略
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	略
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	略
25,000平方メートルを超えるもの	略

(4) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 非住宅部分を対象とした申請 前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1号に定める額に、前号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物である共同住宅等 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額に、第3号の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

5 前2項の規定にかかわらず、計画認定申請に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における計画認定申請に係る手数料の額は、当該計画認定申請に係る建築物ごとに前2項の規定に準じて算出した額を合算した額とする。

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上	略
備考 略	

(3) 非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる____区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	略
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	略
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	略
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	略
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	略
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	略
25,000平方メートル以上	略

(4) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 非住宅部分を対象とした申請 前号の表の左欄に掲げる____区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1号に定める額に、前号の表の左欄に掲げる____区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物である共同住宅等 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる____区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第3号の表の左欄に掲げる____区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる____区分に応じ同表の右欄に定める額に、第3号の表の左欄に掲げる____区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

5 前2項の規定にかかわらず、計画認定申請に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における計画認定申請に係る手数料の額は、当該計画認定申請に係る建築物ごとに前2項の規定に準じて算出した額を合算した額とする。

- 6 市長は、建築物省エネ法第31条第1項の認定に係る申請(以下「変更申請」という。)をしようとする者から、1件につき、第3項又は第4項に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を徴収する。
- 7 前項の規定にかかわらず、変更申請に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における変更申請に係る手数料の額は、当該変更申請により変更又は追加しようとする建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額を合算した額とする。
- 8 市長は、建築物省エネ法第30条第2項の申出(変更申請の場合を含む。)があった場合は、大崎市建築基準条例第4条の規定に準じて算出した額を第3項から前項までの規定による額に加算して徴収するものとする。

- 6 市長は、建築物省エネ法第36条第1項の認定に係る申請(以下「変更申請」という。)をしようとする者から、1件につき、第3項又は第4項に掲げる金額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を徴収する。
- 7 前項の規定にかかわらず、変更申請に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における変更申請に係る手数料の額は、当該変更申請により変更又は追加しようとする建築物ごとに前項の規定に準じて算出した額を合算した額とする。
- 8 市長は、建築物省エネ法第35条第2項の申出(変更申請の場合を含む。)があった場合は、大崎市建築基準条例第4条の規定に準じて算出した額を第3項から前項までの規定による額に加算して徴収するものとする。

- 9 市長は、建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下「認定表示申請」という。)をしようとする者から、1件につき、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項において「基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)証明書類」という。)を作成した一戸建ての住宅
次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル未満	32,300円
200平方メートル以上	36,100円

- (2) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する事項に適合することを証明する書類(以下この項において「基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)証明書類」という。)を作成した一戸建ての住宅
次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル未満	16,400円
200平方メートル以上	17,700円

- (3) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する事項に適合することを証明する(以下この項において「基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)証明書類」という。)を作成した一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ

れ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
200平方メートル未満	16,400円
200平方メートル以上	17,700円

(4) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ
(1)証明書類を作成した共同住宅等 次の
表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	65,200円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満	108,000円
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満	185,000円
5,000平方メートル以 上	266,000円

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の
誘導基準一次エネルギー消費量を算定して
いない場合にあつては、当該共同住宅等の
共用部分の床面積を除いて算定する。

(5) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ
(2)証明書類を作成した共同住宅等 次の
表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	31,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満	53,800円
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満	97,500円
5,000平方メートル以 上	147,000円

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の
誘導基準一次エネルギー消費量を算定して
いない場合にあつては、当該共同住宅等の
共用部分の床面積を除いて算定する。

(6) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ
(3)証明書類を作成した共同住宅等 次の
表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	31,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満	53,800円
2,000平方メートル以 上5,000平方メートル	97,500円

未満	
5,000平方メートル以上	147,000円

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあつては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(7) 基準省令第1条第1項第1号ロ証明書類を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	82,300円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	104,800円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	138,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	223,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	291,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	350,000円
25,000平方メートル以上	411,000円

(8) 基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類を作成した非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	215,000円
300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	269,000円
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	348,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	497,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	612,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	723,000円

25,000平方メートル以 上	825,000円
--------------------	----------

(9) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある申請の場合にあつては第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある申請の場合にあつては第2号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)証明書類のある申請の場合にあつては第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 基準省令第1条第1項第1号ロ証明書類のある申請の場合にあつては第7号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類のある申請の場合にあつては前号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第1号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第2号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)証明書類のある住宅部分の申請の場合にあつては第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額に、基準省令第1条第1項第1号ロ証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては第7号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額、基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあつては前号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(10) 複合建築物である共同住宅等 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある申請の場合にあつては第4号の表の左欄に掲げる区分に応じ同

表の右欄に定める額，基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額，基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)証明書類のある申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 基準省令第1条第1項第1号ロ証明書類のある申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額，基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類のある申請の場合にあっては第8号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第4号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額，基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第5号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額，基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)証明書類のある共同住宅部分の申請の場合にあっては第6号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額に，基準省令第1条第1項第1号ロ証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第7号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額，基準省令第1条第1項第1号イ又は同号ただし書証明書類のある非住宅部分の申請の場合にあっては第8号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

10 前項の規定にかかわらず，認定表示申請に基準適合証明書類を併せて提出した場合は，1件につき，次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅 4,400円

(2) 共同住宅等 次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	8,800円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	19,000円

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	42,400円
----------------------------	---------

5,000平方メートル以上	76,000円
---------------	---------

備考 この表の床面積の合計は、共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を算定していない場合にあっては、当該共同住宅等の共用部分の床面積を除いて算定する。

(3) 非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積の合計	金額
300平方メートル未満	8,800円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	15,500円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	25,300円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	76,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	120,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	152,000円
25,000平方メートル以上	190,000円

(4) 兼用住宅 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅部分を対象とした申請 第1号の額

イ 非住宅部分を対象とした申請 前号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

ウ 建築物全体を対象とした申請 第1号の額に、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額

(5) 複合建築物である共同住宅等 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 共同住宅部分を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

イ 非住宅部分を対象とした申請 第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額

	ウ 建築物全体を対象とした申請 第2号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額に、第3号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加えて得た額
--	--

○大崎市建築基準条例の一部改正(第2条関係)

改正案

(建築物等に関する確認申請等手数料)

第4条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者からは、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
略	略
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	30,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000円
略	略

2～5 略

6 第1項の場合において、特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に掲げる基準による場合に限る。以下この項において同じ。)をしようとする者からは、同項の手数料のほか、次の表の左欄に掲げる建築物の用途及び中欄に掲げる床面積(特定建築行為に係る部分の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、増加する床面積が10平方メートル以内であるとき、この限りでない。

建築物の用途	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内のもの	16,400円
	200平方メートルを超えるもの	17,700円

現行

(建築物等に関する確認申請等手数料)

第4条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者からは、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
略	略
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000円
略	略

2～5 略

共同住宅等	300平方メートル以内のもの	31,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	53,800円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	97,500円
	5,000平方メートルを超えるもの	147,000円

(建築物等に関する完了検査申請等手数料)

第6条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事完了の通知をしようとする者からは、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
略	略
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	29,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	36,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
略	略

2・3 略

- 4 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事完了の通知をしようとする者からは、一の建築設備につき、17,000円の手数料を徴収するものとする。
- 5 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による工事完了の通知をしようとする者からは、一の工作物につき、12,000円の手数料を徴収するものとする。
- 6 第1項の場合において、特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項において同じ。)をしようとする者からは、同項の手数料のほか、次の表の左欄に掲げる床面積(特定建築行為に係る部分の床面積に限る。)の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手

(建築物等に関する完了検査申請等手数料)

第6条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知をしようとする者からは、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
略	略
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
略	略

2・3 略

- 4 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知をしようとする者からは、一の建築設備につき、17,000円の手数料を徴収するものとする。
- 5 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第16項の規定による工事完了の通知をしようとする者からは、一の工作物につき、12,000円の手数料を徴収するものとする。

数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
200平方メートル以内のもの	4,400円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	8,800円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	15,500円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	25,300円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	152,000円
25,000平方メートルを超えるもの	190,000円

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第7条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程終了の通知をしようとする者からは、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
略	略
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	27,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	34,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	44,000円
略	略

2 略

(中間検査を受けた場合における建築物に関する完了検査申請等手数料の特例)

第8条 法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による中間検査を受けた建築物について、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事完了の通知をしようとする場合における第6条第1項の規定の適用については、同項の表中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「16,000円」とあるのは「15,000円」と、「21,000円」とあるのは「20,000円」と、「29,000円」とあるのは「28,000円」と、「36,000円」とあるのは「35,000円」と、「47,000円」とあるのは「46,000円」と、「65,000円」とあるのは「62,000円」と、「160,000円」とあるのは「150,000円」とする。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第7条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程終了の通知をしようとする者からは、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	金額
略	略
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	44,000円
略	略

2 略

(中間検査を受けた場合における建築物に関する完了検査申請等手数料の特例)

第8条 法第7条の3第4項又は法第18条第20項の規定による中間検査を受けた建築物について、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事完了の通知をしようとする場合における第6条第1項の規定の適用については、同項の表中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「16,000円」とあるのは「15,000円」と、「21,000円」とあるのは「20,000円」と、「29,000円」とあるのは「28,000円」と、_____,「47,000円」とあるのは「46,000円」と、「65,000円」とあるのは「62,000円」と、「160,000円」とあるのは「150,000円」とする。

0円」と、「250,000円」とあるのは「240,000円」と、「450,000円」とあるのは「440,000円」とする。			0円」と、「250,000円」とあるのは「240,000円」と、「450,000円」とあるのは「440,000円」とする。		
(建築許可等の手数料)			(建築許可等の手数料)		
第9条 次の表の中欄に掲げる申請をしようとする者からは、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。			第9条 次の表の中欄に掲げる申請をしようとする者からは、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収するものとする。		
番号	申請の種類	金額	番号	申請の種類	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物等の仮使用の認定の申請	略	1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物等の仮使用の認定の申請	略
略	略	略	略	略	略
2 略			2 略		

●議案第24号 大崎市まちづくり基金条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(処分) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基金を処分することができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業の財源に充てるとき。</u> (7) 略	(処分) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基金を処分することができる。 (1)～(5) 略 (6) 略

●議案第25号 大崎市立学校の設置に関する条例及び大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市立学校の設置に関する条例の一部改正(第1条関係)

改正案	現行				
(名称及び位置) 第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園	(名称及び位置) 第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 幼稚園				
<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> </table>	名称	位置	<table border="1"> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> </table>	名称	位置
名称	位置				
名称	位置				

略	略	略	略
大崎市立西古川幼稚園	大崎市古川保柳字氏子114番地1	大崎市立西古川幼稚園	大崎市古川保柳字氏子114番地1
大崎市立ゆめのさと幼稚園	大崎市古川荒谷字樋ノ口62番地2	大崎市立にじの子幼稚園	大崎市古川飯川字熊野59番地
略	略	大崎市立ゆめのさと幼稚園	大崎市古川荒谷字樋ノ口62番地2
大崎市立鹿島台第二幼稚園	大崎市鹿島台大迫字寺沢40番地14	略	略
大崎市立鳴子幼稚園	大崎市鳴子温泉字末沢59番地1	大崎市立鹿島台第二幼稚園	大崎市鹿島台大迫字寺沢40番地14
略	略	大崎市立川渡幼稚園	大崎市鳴子温泉字築沢29番地
(2)～(4) 略		大崎市立鳴子幼稚園	大崎市鳴子温泉字末沢59番地1
		略	略
		(2)～(4) 略	

○大崎市立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正（第2条関係）

改正案	現行																																				
別表 （第2条，第5条，第7条関係） (1) 略	別表 （第2条，第5条，第7条関係） (1) 略																																				
略	略																																				
(2) 緊急一時預かり保育を実施する幼稚園	(2) 緊急一時預かり保育を実施する幼稚園																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th><th>時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大崎市立東大崎幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>大崎市立ゆめのさと幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大崎市立鹿島台第二幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>大崎市立鳴子幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで (長期休業中は，午前8時30分から午後5時まで)</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	幼稚園名	時間	略	略	大崎市立東大崎幼稚園	降園時から午後5時まで	大崎市立ゆめのさと幼稚園	降園時から午後5時まで	略	略	大崎市立鹿島台第二幼稚園	降園時から午後5時まで	大崎市立鳴子幼稚園	降園時から午後5時まで (長期休業中は，午前8時30分から午後5時まで)	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th><th>時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大崎市立東大崎幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>大崎市立にじの子幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>大崎市立ゆめのさと幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大崎市立鹿島台第二幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>大崎市立川渡幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>大崎市立鳴子幼稚園</td><td>降園時から午後5時まで (長期休業中は，午前8時30分から午後5時まで)</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	幼稚園名	時間	略	略	大崎市立東大崎幼稚園	降園時から午後5時まで	大崎市立にじの子幼稚園	降園時から午後5時まで	大崎市立ゆめのさと幼稚園	降園時から午後5時まで	略	略	大崎市立鹿島台第二幼稚園	降園時から午後5時まで	大崎市立川渡幼稚園	降園時から午後5時まで	大崎市立鳴子幼稚園	降園時から午後5時まで (長期休業中は，午前8時30分から午後5時まで)	略	略
幼稚園名	時間																																				
略	略																																				
大崎市立東大崎幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
大崎市立ゆめのさと幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
略	略																																				
大崎市立鹿島台第二幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
大崎市立鳴子幼稚園	降園時から午後5時まで (長期休業中は，午前8時30分から午後5時まで)																																				
略	略																																				
幼稚園名	時間																																				
略	略																																				
大崎市立東大崎幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
大崎市立にじの子幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
大崎市立ゆめのさと幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
略	略																																				
大崎市立鹿島台第二幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
大崎市立川渡幼稚園	降園時から午後5時まで																																				
大崎市立鳴子幼稚園	降園時から午後5時まで (長期休業中は，午前8時30分から午後5時まで)																																				
略	略																																				
備考 略	備考 略																																				

●議案第26号 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

●議案第27号 大崎市放課後児童クラブ実施条例及び大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市放課後児童クラブ実施条例の一部改正（第1条関係）

改正案				現行			
(実施場所等)				(実施場所等)			
第4条 児童クラブの名称、定員、実施場所及び位置は、次に掲げるとおりとする。				第4条 児童クラブの名称、定員、実施場所及び位置は、次に掲げるとおりとする。			
名称	定員 (人)	実施場所	位置	名称	定員 (人)	実施場所	位置
略	略	略	略	略	略	略	略
大崎市鳴子放課後児童クラブ	略	大崎市鳴子放課後児童クラブ室	大崎市鳴子温泉字築沢29番地	大崎市鳴子放課後児童クラブ	略	大崎市立鳴子小学校	大崎市鳴子温泉字湯元29番地
大崎市田尻放課後児童クラブ	50	略	略	大崎市田尻放課後児童クラブ	20	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

○大崎市放課後児童クラブ室設置条例の一部改正（第2条関係）

改正案	現行
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりと	第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりと

する。	する。														
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大崎市松山放課後児童クラブ室</td><td>大崎市松山千石字舁形130番地1</td></tr> <tr> <td>大崎市鳴子放課後児童クラブ室</td><td>大崎市鳴子温泉字築沢29番地</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	大崎市松山放課後児童クラブ室	大崎市松山千石字舁形130番地1	大崎市鳴子放課後児童クラブ室	大崎市鳴子温泉字築沢29番地	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>大崎市松山放課後児童クラブ室</td><td>大崎市松山千石字舁形130番地1</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	大崎市松山放課後児童クラブ室	大崎市松山千石字舁形130番地1
名称	位置														
略	略														
大崎市松山放課後児童クラブ室	大崎市松山千石字舁形130番地1														
大崎市鳴子放課後児童クラブ室	大崎市鳴子温泉字築沢29番地														
名称	位置														
略	略														
大崎市松山放課後児童クラブ室	大崎市松山千石字舁形130番地1														

●議案第28号 大崎市青少年センター条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(位置) 第2条 青少年センターの位置は、大崎市古川七日町1番1号とする。	(位置) 第2条 青少年センターの位置は、大崎市古川北町五丁目5番2号とする。

●議案第29号 大崎市水道の布設工事監督者が監督業務を行う布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現行
(布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。 (2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>であること。 (3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土	(布設工事監督者の資格) 第4条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u> (3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 (4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に</u>

木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあっては2年以上、第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経

関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) 水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が別に定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者であること。

験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上下水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 (3) 略 (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 (5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。 (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。	する者であること。 (3) 略 (4) 管理者が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者であること。
---	--

●議案第30号 大崎市農業集落排水事業条例等の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市農業集落排水事業条例の一部改正（第1条関係）

改正案			現行		
別表(第14条関係)			別表(第14条関係)		
区分	汚水量	金額	区分	汚水量	金額

基本使用料		1,705円	基本使用料	10立方メートル以下	1,540円
従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	33円	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートル以下	220円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	242円		20立方メートルを超え50立方メートル以下	253円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	308円		50立方メートルを超え500立方メートル以下	286円
	50立方メートルを超え500立方メートル以下	341円		500立方メートルを超えるもの	253円
	500立方メートルを超えるもの	308円			

○大崎市下水道条例の一部改正(第2条関係)

改正案			現行		
別表(第17条関係)			別表(第17条関係)		
区分	汚水量	金額	区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705円	基本使用料	10立方メートル以下	1,540円
従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	33円	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートル以下	220円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	242円		20立方メートルを超え50立方メートル以下	253円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	308円		50立方メートルを超え500立方メートル以下	286円
	50立方メートルを超え500立方メートル以下	341円		500立方メートルを超えるもの	253円
	500立方メートルを超えるもの	308円			

○大崎市浄化槽整備事業条例の一部改正(第3条関係)

改正案			現行		
別表(第14条関係)			別表(第14条関係)		
区分	汚水量	金額	区分	汚水量	金額
基本使用料		1,705円	基本使用料	10立方メートル以下	1,540円
従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートル以下	33円	従量使用料(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え20立方メートル以下	220円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	242円		20立方メートルを超え50立方メートル以下	253円
	20立方メートルを超え50立方メートル以下	308円		50立方メートルを超え500立方メートル以下	286円
	50立方メートルを超え500立方メートル以下	341円		500立方メートルを超えるもの	253円
	500立方メートルを超えるもの	308円			

●議案第 3 1 号 大崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(新旧対照表)

改正案			現行		
(経営の基本)			(経営の基本)		
第3条 略			第3条 略		
2 略			2 略		
3 病院等の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。			3 病院等の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。		
名称	診療科目	病床数	名称	診療科目	病床数
大崎市民病院	内科 外科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓・高血圧内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病代謝・内分泌内科 肝臓内科 疼痛緩和内科 腫瘍内科 呼吸器外科 消化器外科 肛門外科 血管外科 脳神経外科 乳腺外科 内分泌外科 食道外科 肝臓外科 心臓血管外科 小児外科 整形外科 形成外科 内視鏡外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 病理診断科 臨床検査科 救急科 麻酔科 歯科口腔外科 感染症科 集中治療科	略	大崎市民病院	内科 外科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓・内分泌内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・代謝内科 肝臓内科 疼痛緩和内科 腫瘍内科 呼吸器外科 消化器外科 肛門外科 血管外科 脳神経外科 乳腺外科 内分泌外科 食道外科 肝臓外科 心臓血管外科 小児外科 整形外科 形成外科 内視鏡外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 病理診断科 臨床検査科 救急科 麻酔科 歯科口腔外科	略
略	略	略	略	略	略
4 略			4 略		